

第3回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和4年10月24日（月）10：00～12：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤 隆幸（法務省民事局 参事官）

古谷 真良（法務省民事局 民事法制企画官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

（1）一時保護の要件について

○議事要旨

○ 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

【子どもが保護を求めている場合について】

- 子ども自身が保護を求めている場合も一時保護することができると位置づけるべきではないか。そのように位置づけたとしても、「児童相談所長が必要と認めるとき」（改正後児童福祉法 33 条 1 項）という規定があるので、子どもの求めだけをもって全件保護ということではなく、児童相談所の判断が介在することになると思う。
- 子どもが保護を求める場合には何かしらの背景があり、一旦保護して調査をする必要性が高いと思われるので、アセスメント保護の一つとして位置づけるべきではないか。過去の痛ましい事件を教訓とし、子どもの意向というものは重く受け止めるべきである。
- 子どもの意向が重要であることはそのとおりであるが、裁判官がその真意性を判断するのは難しいと思われる。要件として定めるのであれば、子どもが保護を求めている背景や事情も考慮し整理すべきである。

【アセスメント保護について】

- アセスメント保護をする場合とは、要はアセスメントの必要があるということであるから、「一時保護の必要性」要件を規定することになってしまっているのではないか。
- 児童相談所の現場の職員が、従来行っていたアセスメント保護は今後も行うことができると明確にわかるような規定にすべきではないか。
- アセスメント保護をする場合として、資料 2 「内閣府令で定める場合」のイメージ⑤に挙げられたもの以外にも様々な場合が想定される。例えば、児童相談所が在宅での支援を尽くしたものの児童福祉司指導に従わないなどの理由で上手くいかず保護に至るケース、長期間子どもの安全確認ができないケースや居所を転々としており居所不明になるおそれのあるケースのほか、子どもの低体重・低栄養等の原因を判別するために一時保護するケースなどもある。こうしたケースも読み込めるような規定にすべきである。
- 資料 2 「内閣府令で定める場合」のイメージ⑤-4 はかなり広い要件と思われることから、実効的な要件となるよう工夫すべきである。また、⑦のバスケットクローズとの関係性を整理すべきである。

【短期入所指導について】

- 短期入所指導を行う場合としては、例えば、施設不適合により子どもを一定期間保護する場合、子どもに（性加害まではいかないが）性的な問題行動が見られる場合などがある。子ども自身の行動に何らかの問題があるケースが多いと思う。

【その他】

- 保護者自身が保護を求める場合についてもアセスメント保護の一つとして位置づ

けてはどうか。

- できる限り一時保護が認められる場合を類型化すべきであることはそのとおりであるが、何らかの形でバスケットクローズ規定がないと漏れが生じてしまうことが懸念される。
 - バスケットクローズ規定として、資料2「内閣府令で定める場合」のイメージ⑦「児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合」は要件のハードルが高いように思う。
 - バスケットクローズ規定を設けるとしても、明確かつ限定的な規定とすべきである。
 - 「一時保護の必要性」要件は消極審査となるが、どのような場合に当該要件を欠くこととなるかを整理しておく必要がある。
 - 一時保護の要件設定にあたっては、当事者に配慮した文言とすべきである。
- 次回及び次々回は一時保護状請求手続についての議論及び一時保護を経験された当事者（児童・親権者）のヒアリングを実施することを確認した。

以上